

平成 2 8 年 9 月

第 4 回 人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

平成 2 8 年 9 月 第 4 回 人 吉 市 議 会 （ 定 例 会 ） 提 出 案 件

議 案 番 号	件 名
議 第 7 2 号	平成 2 8 年 度 人 吉 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 4 号 ）
議 第 7 3 号	平成 2 8 年 度 人 吉 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
議 第 7 4 号	平成 2 8 年 度 人 吉 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）
議 第 7 5 号	平成 2 8 年 度 人 吉 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
議 第 7 6 号	平成 2 8 年 度 人 吉 市 介 護 サ ー ビ ス 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）
議 第 7 7 号	平成 2 8 年 度 人 吉 市 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
議 第 7 8 号	平成 2 8 年 度 人 吉 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）
議 第 7 9 号	平成 2 8 年 度 人 吉 市 工 業 用 地 造 成 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）
議 第 8 0 号	平成 2 7 年 度 人 吉 市 水 道 事 業 特 別 会 計 利 益 の 処 分 及 び 決 算 の 認 定 に つ い て
議 第 8 1 号	平成 2 7 年 度 人 吉 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 利 益 の 処 分 及 び 決 算 の 認 定 に つ い て
議 第 8 2 号	人 吉 市 庁 舎 等 移 転 建 設 審 議 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
議 第 8 3 号	人 吉 市 非 常 勤 職 員 の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
議 第 8 4 号	人 吉 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 個 人 番 号 の 利 用 及 び 特 定 個 人 情 報 の 提 供 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
議 第 8 5 号	市 道 占 用 料 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
議 第 8 6 号	国 営 川 辺 川 土 地 改 良 事 業 建 設 事 業 費 の 負 担 区 分 に つ い て

議第 8 7 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 8 8 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
報第 5 号	くま川下り株式会社の経営状況について（第 5 5 期事業計画書）

- 議第 8 2 号 人吉市庁舎等移転建設審議会条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議第 8 3 号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 議第 8 4 号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議第 8 5 号 市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につい
て

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 9 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 8 2 号

人吉市庁舎等移転建設審議会条例の一部を改正する条例

人吉市庁舎等移転建設審議会条例（平成 2 5 年人吉市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「契約管財課」を「市庁舎建設準備室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

人吉市庁舎等移転建設審議会における事務局の変更に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 8 3 号

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年人吉市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「年報酬額」を「年額報酬」に改める。

別表第 1 介護保険事業計画等策定・運営委員会の部を次のように改める。

介護保険事業計画等策定・運営委員会	委員長	日 6, 0 0 0 円
	委員	日 5, 5 0 0 円

別表第 1 介護保険事業計画等策定・運営委員会の部の次に次のように加える。

地域包括支援センター運営協議会	会長	日 6, 0 0 0 円
	委員	日 5, 5 0 0 円

別表第 1 障害支援区分認定審査会の部の次に次のように加える。

障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	委員長	日 6, 0 0 0 円
	委員	日 5, 5 0 0 円
民生委員推薦会	委員長	日 6, 0 0 0 円
	委員	日 5, 5 0 0 円

別表第 1 予防接種等嘱託医の項の次に次のように加える。

予防接種事故対策協議会	会長	日 6, 0 0 0 円
	委員	日 5, 5 0 0 円

別表第 1 麻しん予防接種嘱託医の項を削る。

別表第 2 中「教育委員会」を「教育委員会委員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に支給する非常勤職員の報酬について適用し、平成 2 8 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までに支給する非常勤職員の報酬については、なお従前

の例による。

（提案理由）

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年人吉市条例第18号）別表第1に規定する介護保険事業計画等策定・運営委員会の報酬を年額報酬から日額報酬へ変更し、既に設置している委員会等の非常勤職員における報酬額を条例に規定し、並びに所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 4 号

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年人吉市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 3 1 の項を 3 2 の項とし、1 7 の項から 3 0 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、1 6 の項の次に次のように加える。

1 7 市長	人吉市特定不妊治療費助成事業実施要項（平成 2 8 年人吉市告示第 3 1 号）による特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第 2 中 5 0 の項を 5 1 の項とし、1 7 の項から 4 9 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、1 6 の項の次に次のように加える。

1 7 市長	人吉市特定不妊治療費助成事業実施要項による特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
--------	--	---------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用について、新たに事務を追加するため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 5 号

市道占用料徴収条例の一部を改正する条例

市道占用料徴収条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削る。

第 9 条中「督促状を発したときは、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収する」を「督促状を発した場合における延滞金の徴収については、人吉市税条例（昭和 2 9 年人吉市条例第 1 3 号）の例による」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料	備考
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき	690	支柱及び支線の占用料は、本柱の半額とする。
	第二種電柱	1年	1,100	
	第三種電柱		1,400	
	第一種電話柱		620	
	第二種電話柱		990	
	第三種電話柱		1,400	
	その他の柱類		62	
	供架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6	
	地下に設ける電線その他の線類	1年	4	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	600	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	370	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,200	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		520	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	1,600	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,200	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	26	住居用排水管であることを除く。
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		37	

	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		56	
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		74	
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		110	
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		150	
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		260	
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		370	
	外径が 1 メートル以上の もの		740	
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号 に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル	1,200	
法第 32 条第 1 項 第 5 号に 掲げる施設	地下街 及び地下 室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて 得た額	
		階数が 2 のもの	A に 0.006 を乗じて 得た額	
		階数が 3 以上の もの	A に 0.008 を乗じて 得た額	
	上空に設ける通路		800	
	地下に設ける通路		480	
	その他のもの		1,200	
法第 32 条第 1 項 第 6 号に 掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	16	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル	160	

			ルにつき 1 月	
道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	160
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,600
	標識		1 本につき 1 年	990
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	16
		その他のもの	1 本につき 1 月	160
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	16
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	160
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,600
		その他のもの		800
	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年
令第 7 条第 3 号に掲げる施設			A に 0.028 を乗じて得た額	
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設			占用面積 1	160

及び同条第 5 号に掲げる工事用材料		平方メートルにつき 1 月	1 2 0
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設			
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0 . 0 1 4 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0 . 0 1 8 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0 . 0 2 5 を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		A に 0 . 0 1 4 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0 . 0 1 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 0 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A に 0 . 0 1 8 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0 . 0 1 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 1 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0 . 0 1 4 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0 . 0 1 8 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0 . 0 2 5 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具			A に 0 . 0 2 5 を乗じて得た額

令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の固定資産税評価額を表すものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市道占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）の一部改正に伴う規定の整備及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分について

国営川辺川土地改良事業建設事業費のうち、人吉市が負担すべき地元負担金の全部又は一部について下記のとおり負担区分を変更するものとする。

記

事業名	事業区分	負担額	備 考
国営川辺川土地改良事業	農業用排水事業	農業用排水建設事業費のうち地元負担金に相当する額	国 6 0 %、県 2 8 %、地元 1 2 %
	農地造成事業	農地造成に係る建設事業費のうち ①基幹水利施設の建設事業費及び共通経費の地元負担金に相当する額 ②その他の経費に係る地元負担金の 5 % に相当する額	国 7 5 %、県 1 7 . 5 %、地元 7 . 5 % のうち、 ① 市町村均等割分 7 . 5 % ② 受益面積割分 市町村 5 . 0 % 農 家 2 . 5 %
	区画整理事業	建設事業費の地元負担金のうち 2 3 . 9 % に相当する額	国 4 1 . 1 %、県 3 0 %、地元 2 8 . 9 % のうち ①市町村均等割分 4 . 2 % ②受益面積割分 市町村 1 9 . 7 % 農 家 5 . 0 %

を

事業名	事業区分	負担額	備 考
国営川辺川土地改良事業	農業用排水事業	無し	国、県で負担

良事業	農地造成事業	農地造成に係る建設事業費のうち ①基幹水利施設の建設事業費及び共通経費の地元負担金の7.5%に相当する額 ①-2用水施設及び公共性の高い施設（道路、排水路等）の建設事業費の地元負担金の7.5%に相当する額 ②その他の経費に係る地元負担金の5%に相当する額	国75%、県17.5%、地元7.5%（平成4年度まで）、国70%、県22.5%、地元7.5%（平成5年度以降）のうち ①市町村均等割分7.5% ①-2受益面積割分7.5% ②受益面積割分市町村5.0% 農家2.5%
	区画整理事業	建設事業費の地元負担金のうち22.1%に相当する額	国44.3%、県30%、地元25.7%のうち ①市町村均等割分5.1% ②受益面積割分市町村17.0% 農家3.6%

に変更する。

平成28年9月6日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

国営川辺川土地改良事業の計画変更等に伴い、国、熊本県、市町村及び受益農家の負担区分を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

議第 8 7 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

永 田 ミ キ

平成 2 8 年 9 月 6 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 8 8 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

長 船 法 文

平成 2 8 年 9 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意が必要である。